

○埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示

(平成十六年四月二十三日)

(国土交通省告示第四百九十六号)

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第五十八条第一項第九号及び第六十二条第一項第九号の規定に基づき、埠頭保安規程及び埠頭保安規程に相当する規程に記載すべき事項に関する告示を次のように定める。

埠頭保安規程等に記載すべき事項に関する告示

1 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号。以下「規則」という。）第五十八条第一項第九号の告示で定める事項は、埠頭保安規程の見直しに関する事項とする。

2 規則第六十二条第一項第九号の告示で定める事項は、埠頭保安規程に相当する規程の見直しに関

する事項とする。

附 則

この告示は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十
一号）の施行の日から施行する。